

## 東邦大学における臨床医の労働および時間外労働の定義

### I. 労働の定義

・上長（※）の指揮命令下における、以下表「労働に該当するもの」に該当する業務

※ 上長とは、教授の他、労務管理や指導を行うもの（准教授、講師、医局長等）をいう

### II. 時間外労働の定義

・勤務時間外に行った「I. 労働の定義」に定められた業務（※勤務時間＝（原則）平日09：00～18：00、土曜09：00～14：00）

労働に該当するもの	
原則、上長が指示した（認めた）業務	
A 診療に関するもの	
(1)	患者診療
(2)	病棟回診
(3)	予定手術の延長、緊急手術
(4)	急患対応
(5)	カルテ記録、サマリー作成
(6)	診療の準備または診療に伴う後処理
(7)	その他、上長が認め指示した診療に関する業務
B 会議・打ち合わせ	
(1)	業務上、出席必須の会議、委員会
(2)	参加必須の講演会、カンファレンス、勉強会
C 教育	
(1)	本学学生、大学院生、研修医等への教育指導、講義、試験、実習等への対応
(2)	メディカルスタッフへの教育
(3)	その他、上長が認め指示した教育に関する業務
D 研究・講演等	
(1)	学外発表の準備、学会への参加
(2)	学外講演の準備、講演会への参加
(3)	研究活動、論文執筆
(4)	外部施設での研修

労働に該当しないもの	
原則、上長が指示していない（認めていない）業務	
A 休憩・休息	
(1)	食事時間
(2)	睡眠時間
(3)	外出時間
(4)	インターネットの閲覧（業務に関連しないもの）
B 自己研鑽	
(1)	一般診療における新たな知識、技能習得のための学習
(2)	手技向上のための手術等の見学、トレーニング
(3)	参加任意の講演会、カンファレンス、勉強会
(4)	学位取得のための研究・論文執筆
(5)	専門医取得（更新含む）のための症例研究、論文作成等の活動
(6)	その他、自発的に行なう所定労働時間外の活動
C 教育・研究・講演・その他	
(1)	教育活動
(2)	学外発表の準備、学会への参加
(3)	学外講演の準備、講演会への参加
(4)	研究活動、論文執筆
(5)	外部施設での研修